

平成元年度改定項目の改定時の対応と現状①

医科(平成元年)

	平成元年度改定時	平成24年度改定後
血液化学検査 (①5項目以上7項目以下)	195点(+5点)	93点
血液化学検査 (②8項目以上9項目)	245点(+5点)	102点
感染症血清反応 (抗ストレプトリジンO価(ASO価))	35点(+5点)	15点
血漿蛋白免疫学的検査 (C反応性蛋白(定性))	40点(+5点)	16点
血漿蛋白免疫学的検査 (C反応性蛋白(定量))	50点(+5点)	16点
細菌薬剤感受性検査 (3系統以下)	145点(+5点)	算定方法変更(平成4年度改定)
点滴回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)
中心静脈注射回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)
人工腎臓食事給与加算	61点(+1点)	加算廃止 (平成14年度改定)
精神科デイ・ケア及び 精神科ナイト・ケア食事加算	46点(+1点)	精神科デイ・ケア、ナイトケア本体に包 括評価(平成22年度改訂)

平成元年度改定項目の改定時の対応と現状②

医科(平成元年)	平成元年度改定時	平成24年度改定後
基準寝具加算	15点(+1点)	入院基本料に組み込まれた
給食料	136点(+1点)	入院時食事療養費に改変
老人保健施設入所者基本療養費	210,660円(+660円)	介護保険へ編入(平成12年度)

歯科(平成元年)	平成元年改定時	平成24年度改定後
印象採得(欠損補綴、連合印象)	165点(+5点)	228点
印象採得(特殊印象 咬合圧印象)	210点(+10点)	特殊印象:270点
印象採得(特殊印象 機能印象)	260点(+10点)	特殊印象:270点
印象採得(ワンピースキャストブリッジ ダミー1歯のもの)	215点(+5点)	支台歯とポンティックの数の合計が5歯 以下の場合:280点
印象採得(ワンピースキャストブリッジ ダミー2歯のもの)	270点(+10点)	支台歯とポンティックの数の合計が5歯 以下の場合:280点 支台歯とポンティックの数の合計が6歯 以上の場合:332点
印象採得 (矯正、その他の措置、著しく困難なもの)	390点(+10点)	400点
基準寝具加算	15点(+1点)	入院基本料に組み込まれた
給食料	136点(+1点)	入院時食事療養費に改変
点滴回路加算	15点(+1点)	他点数に包括評価 (平成6年度改定)

平成元年度改定項目の改定時の対応と現状③

歯科(平成元年)

	平成元年改定時	平成24年度改定後
全部鑄造冠	375点(+5点)	全部金属冠:454点
前装鑄造冠	1010点(+10点)	レジン前装金属冠:1174点
インレー(複雑なもの)	225点(+5点)	284点
有床義歯 (局部義歯、1歯から4歯まで)	345点(+5点)	560点
有床義歯 (局部義歯、5歯から8歯まで)	460点(+10点)	690点
有床義歯 (局部義歯、9歯から11歯まで)	520点(+10点)	920点
有床義歯 (局部義歯、12歯から14歯まで)	815点(+15点)	1340点
有床義歯(総義歯)	1235点(+15点)	2100点
根管充填(単根管)	67点(+2点)	68点
根管充填(2根管)	87点(+2点)	90点
根管充填(3根管以上)	108点(+3点)	110点

調剤(平成元年)

	平成元年度改定時	平成24年度改定後
計量混合調剤加算	205円(+5円)	1調剤につき イ.液剤 35点、ロ.散剤、顆粒剤 45点、ハ.軟・硬膏剤 80点

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状①

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
入院環境料	160点(+4点)	入院基本料に組み直し
特定機能病院入院診療料 (①特定機能病院であって、別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た保険医療機関の場合)	1050点(+150点)	入院基本料に組み直し
特定機能病院入院診療料 (①以外の特定機能病院である保険医療機関の場合)	600点(+150点)	入院基本料に組み直し
精神療養入院料(A)	1069点(+4点)	1061点
精神療養入院料(B)	759点(+4点)	1061点
特殊疾患療養病棟入院料(A)	1904点(+4点)	特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料に組み直し (平成20年度改定)
特殊疾患療養病棟入院料(B)	1504点(+4点)	
特定疾患療養指導料 (①診療所の場合)	202点(+2点)	225点 (特定疾患療養管理料)
特定疾患療養指導料 (②100床未満の病院の場合)	137点(+2点)	147点 (特定疾患療養管理料)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状②

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
小児特定疾患カウンセリング料	710点(+160点) (月一回算定)	月の1回目:500点 月の2回目:400点
皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)	540点(+70点)	250点
生化学的検査(Ⅰ)判断料	120点(+10点)	144点
基本的検体検査判断料(Ⅰ)	460点(+10点)	604点
基本的検体検査判断料(Ⅱ)	360点(+10点)	604点
病理診断料	215点(+5点)	1 組織診断料:400点 2 細胞診断料:200点
病理学的検査判断料	118点(+8点)	150点(病理判断料)
膀胱尿道ファイバースコープ	860点(+160点)	950点
静脈内注射	28点(+1点)	30点
通院精神療法 (診療所)	392点(+2点)	400点 (通院・在宅精神療法2-1)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状③

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
眼処置	25点(+3点)	25点
耳処置	25点(+3点)	25点
介達牽引	42点(+2点)	35点
閉鎖循環式全身麻酔	5800点(+300点)	24900点~6100点
高エネルギー放射線治療	1100点(+100点)	一回目:1800点~840点 二回目:900点~420点
入院時食事療養費(Ⅰ)	1920円(+20円)	640円 (一食毎に変更:平成18年度改定)
入院時食事療養費(Ⅱ)	1520円(+20円)	506円 (一食毎に変更:平成18年度改定)
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 (①入院した日から3月以内)	1274点(+4点)	1 1461点 2 1081点 (31日以上60日以内の期間に変更) (認知症治療病棟入院料に再編:平成22年度改定)
老人性痴呆疾患治療病棟入院料 (②入院した日から3月超)	1174点(+4点)	1 1171点 2 961点 (認知症治療病棟入院料に再編: 平成22年改定)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状④

医科(平成九年)

	平成九年度改定時	平成24年度改定後
老人性痴呆疾患療養病棟入院料 (A)	1104点(+4点)	項目削除(平成18年度改定)
老人性痴呆疾患療養病棟入院料 (B)	1074点(+4点)	項目削除(平成18年度改定)
診療所老人医療管理料(I)	1094点(+4点)	項目削除(平成22年度改定)
診療所老人医療管理料(II)	659点(+4点)	項目削除(平成22年度改定)
老人慢性疾患生活指導料 (①診療所)	212点(+2点)	他点数に再編
老人慢性疾患生活指導料 (②100床未満の病院)	137点(+2点)	
重点指導対象病棟検体検査判断料 生化学的検査(I)判断料	102点(+9点)	項目廃止(平成12年度改定)
訪問看護管理療養費	7050円(+50円)	7300円 (平成22年度改定で増点)
老人訪問看護管理療養費 (1日の場合～12日の場合)	7050円～38950円 (各々+50円)	介護保険へ改変 (平成12年度)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑤

歯科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
根管充填 (単根管)	68点(+1点)	68点
根管充填 (2根管)	90点(+3点)	90点
根管充填 (3根管以上)	110点(+2点)	110点
印象採得 (連合印象)	190点(+5点)	228点
印象採得 (特殊印象)	265点(+5点)	270点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とポ ンティックの数の合計が5歯以下の場合)	275点(+5点)	280点
印象採得 (ワンピースキャストブリッジ、支台歯とポ ンティックの数の合計が6歯以上の場合)	326点(+6点)	332点
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、簡単)	143点(+3点)	項目削除(平成22年度改定)
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、困難)	265点(+5点)	220点
印象採得 (口蓋補綴・顎補綴、著しく困難)	400点(+20点)	400点

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑥

歯科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
印象採得 (矯正、その他の措置、簡単)	143点(+3点)	143点
印象採得 (矯正、その他の措置、困難)	265点(+5点)	265点
印象採得 (矯正、その他の措置、著しく困難)	400点(+10点)	400点
咬合採得 (ワンピースキャストブリッジ・支台歯とポ ンティックの数の合計が6歯以上)	135点(+5点)	140点
咬合採得 (有床義歯・多数歯欠損)	135点(+5点)	185点
咬合採得 (有床義歯・総義歯)	235点(+5点)	280点
咬合採得 (有床義歯・多数歯欠損・老)	155点(+5点)	項目削除(平成14年度改定)
咬合採得 (有床義歯・総義歯・老)	255点(+5点)	項目削除(平成14年度改定)
インレー(単純なもの)	170点(+5点)	190点
インレー(複雑なもの)	257点(+5点)	284点
全部鑄造冠	410点(+8点)	454点
前装鑄造冠	1219点(+15点)	レジン前装金属冠:1174点

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑦

歯科(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
ポンティック	428点(+8点)	434点
有床義歯(総義歯)	2035点(+35点)	2100点
有床義歯 (局部義歯、1歯～4歯)	510点(+10点)	560点
有床義歯 (局部義歯、5歯～8歯)	610点(+10点)	690点
有床義歯 (局部義歯、9歯～11歯)	865点(+15点)	920点
有床義歯 (局部義歯、12歯～14歯)	1270点(+20点)	1340点
スルフォン樹脂有床義歯(総義歯)	2850点(+50点)	2780点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、1歯～4歯)	710点(+10点)	670点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、5歯～8歯)	935点(+15点)	900点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、9歯～11歯)	1200点(+20点)	1120点 (熱可塑性樹脂有床義歯)
スルフォン樹脂有床義歯 (局部義歯、12歯～14歯)	1835点(+35点)	1750点 (熱可塑性樹脂有床義歯)

平成九年度改定項目の改定時の対応と現状⑧

調剤(平成九年)	平成九年度改定時	平成24年度改定後
計量混合調剤加算	40点(+5点)	1調剤につき イ. 液剤 35点、ロ. 散剤、顆粒剤 45点、ハ. 軟・硬膏剤 80点
計量混合調剤加算 (予製剤の場合)	8点(+1点)	(予製剤の場合) 上記点数の20/100に相当する 点数
一包化加算	35点(+5点)	内服薬のみ 1. 56日分以下の場合(7日分につき) 30点 2. 57日分以上の場合 270点
老人用製剤加算	40点(+5点)	嚥下困難者用製剤加算(平成14年度 改定より名称変更)として 80点